

亀山市告示第69号

亀山市地域まちづくり交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市地域まちづくり交付金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市地域まちづくり交付金交付要綱（平成29年亀山市告示第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(見直し) 第17条 市長は、 <u>令和8年3月31日</u> までの間に、交付金の交付の在り方に関する検証を行い、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。	(見直し) 第17条 市長は、 <u>令和4年3月31日</u> までの間に、交付金の交付の在り方に関する検証を行い、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。